

◎新潟県告示第313号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成10年新潟県告示第570号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
<p>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。</p>				<p>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び<u>環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第1項</u>の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2の2のイに掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。</p>			
<p>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p>				<p>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p>			
水域	該当類型	達成期間	暫定目標	水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成14年度)
両津港(別記の水域)	Ⅱ	直ちに達成する		両津港(別記の水域)	Ⅱ	直ちに達成する	
加茂湖	Ⅱ	<u>直ちに達成する</u>		加茂湖	Ⅱ	<u>段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める</u>	<u>全燐</u> <u>0.035mg/l</u>
<p>(注) 該当類型の欄中「Ⅱ」は、環境庁告示別表2の2のイの類型を示す。</p>				<p>(注) 該当類型の欄中Ⅱは、<u>環境庁告示別表2の2のイの表の類型</u>を示す。</p>			
<p>(別記) 両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、<u>両津港北防波堤</u>、<u>両津漁港南防波堤</u>、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域</p>				<p>(別記) 両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、<u>両津漁港南防波堤</u>、同防波堤先端と<u>両津漁港北防波堤先端</u>を結ぶ線、<u>両津漁港北防波堤</u>及び陸岸により囲まれた海域</p>			